

指 名 停 止 業 者 一 覧 表

No.	業 者 名	指 名 停 止 期 間		適 用 条 項	区 分	指 名 停 止 理 由	決 定 日	
1	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	令和7年7月30日	～ 令和8年7月29日	12ヶ月	第2条第1項 別表第2の6 (公契約関係競売等妨害又は談合)	指名停止	当該業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関し、令和5年12月に予定価格を同局職員から得て公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉区検察庁から起訴された。	令和7年7月29日
2	株式会社岡田新一設計事務所	令和8年3月31日	～ 令和8年7月30日	4ヶ月	第2条第1項別表第1の2(過失による粗雑事業)	指名停止	当該業者は、市発注の「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設新築工事監理業務委託」の完了後、令和7年2月21日に発生した地下1階床下ビット内汚水流出事故の原因について、当該業者が事故のあった箇所の部材の使用にあたり検討を怠ったため、不適当な部材が使用されたためであることが判明した。	令和8年3月31日
3	日本ハイウェイ・サービス株式会社	令和8年5月27日	～ 令和8年11月26日	6ヶ月	第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	指名停止	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為(不当な取引制限の禁止)を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年5月27日
4	富士通Japan株式会社	令和8年7月1日	～ 令和8年7月31日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日、当該業者の事務所などで株式会社富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。	令和8年7月1日
5	日本郵便株式会社	令和8年7月1日	～ 令和8年7月31日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者の元社員は、郵便物の回収業務の委託を巡り、入札で便宜を図る見返りに業者から賄略を受け取ったとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反(加重収賄)の疑いで警視庁に逮捕された。	令和8年7月1日
6	株式会社竹中土木	令和8年7月13日	～ 令和8年8月12日	1ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該事業者の社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。	令和8年7月13日